

死刑執行に抗議する会長声明

2017年（平成29年）7月13日、大阪拘置所と広島拘置所において各1名の死刑が執行された。

うち1人は再審請求を行っている中での死刑執行であり、1人は裁判員裁判において前科がなく被害者1名で死刑判決が下され、弁護人が控訴したにもかかわらず自ら控訴を取り下げ死刑が確定した者に対する死刑執行である。

前者は、現行法の再審制度の問題（死刑判決に対する再審請求に執行停止効がないこと）を提起するものであり、後者は一審のみの判断で究極の刑罰である死刑を科すことの是非や自動上訴制度の導入の是非という問題を提起するものである。いずれも、生命剥奪という究極の刑罰権である死刑の正当性について、手続保障の観点から大きな疑義を持たざるを得ない。

死刑制度を存続させれば、死刑判決を下すか否かを人が判断する以上、えん罪による処刑を避けることができないこと等を理由に、日本弁護士連合会は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを宣言した。また、死刑の代替刑として、刑の言渡し時に「仮釈放の可能性がない終身刑制度」等の導入の検討等を政府に求めたばかりである。

犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望むことは、ごく自然なことであり、その心情は十分に理解できる。一方で、生まれながらの犯罪者はおらず、犯罪者となってしまった人の多くは、家庭、経済、教育、地域等における様々な環境や差別が一因となって犯罪に至っている。刑罰制度は、犯罪への応報であることにとどまらず、社会復帰の達成に資するものでなければならず、このような考え方は、再犯の防止に役立ち、社会全体の安全に資するものである。

人権を尊重する民主主義社会であろうとする我々の社会においては、犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うとともに、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要がある。

刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することはできない。そして、他の刑罰が奪う利益と異なり、死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、取り返しがつかず、他の刑罰とは本質的に異なる。我が国における刑事司法制度の下では、袴田事件に見られるように、誤判・えん罪の危険性が具体的・現実的なものとなっている。

2014年12月18日、第69回国連総会において、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が、117か国の賛成により採択されている。また、2015年12月末日現在、法律上死刑を廃止している国は102か国、事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑が執行されていない国を含む。）は38か国であり、法律上及び事実上の死刑廃止国は、合計140か国と世界の中で3分の2以上を占めている。いわゆるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は日本・韓国・米国の3か国のみであるが、韓国では17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国でも多くの州が死刑を廃止しており、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年7月、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮することなどを含む勧告を行い、同年12月の国連総会においては、すべての死刑存置国に対する死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議が過去最高数の賛成多数で採択されている。

このように国際社会においては死刑廃止に向かう潮流が主流であり、死刑制度を残し、現実的に死刑を執行している国は、世界の中では少数に留まっている。

宮崎県弁護士会は、日本弁護士連合会とともに、これまでの死刑執行に対しても強く抗議してきたところである。2016年8月27日には、宮崎県弁護士会において「死刑は答えか？～宮崎一家3人殺人事件を題材に終身刑の可能性を考える～」と題する公開シンポジウムを開催して広く市民を交え死刑問題に関する理解と議論を深めてきた。本年度も弁護士会内で連続勉強会を開催し、死刑問題に関する理解と議論を深めている。

宮崎県弁護士会は、今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、政府が速やかに死刑の執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを強く求めるものである。

2017年（平成29年）7月18日

宮崎県弁護士会

会長 小林 孝志

